

● 動力消防ポンプの選定

- (1) 屋内消火栓設備に替えて動力消防ポンプを設置する対象物には、当該動力消防ポンプを実放水して訓練できる自衛消防隊が組織されていること。
- (2) 令第20条第4項第2号の「有効に放水できる長さ」とはホース長さに放水距離(概ね7m)を加えて消火できる長さをいう。(◇屋内消火栓●1(3)参照) ☆ ◇(2)平成25年10月1日追加
◇(2)平成28年4月1日一部改訂

◆ 通知

○ 動力消防ポンプ設備指導指針

予防課指導係

- 1 設置場所及び方法
動力消防ポンプ(消防ポンプ自動車又は自動車によって牽引されるものを除く。)は、設置する水源ごとに採水口付近で火災等の被害を受けるおそれ少なく又雨水等の影響を受けるおそれのない場所に設置し、吸管により採水口に直結しておくこと。
- 2 性能
令第20条第3項に規定する放水量は、動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令(昭和61年10月自治省令第24号)第5条の表に定める規格放水性能時における規格放水量とすること。
- 3 水源
(1) 水源は原則として貯水槽とする。
(2) 雑用水等の水源と併用する場合は、有効水量が得られるような措置を講ずること。
(3) 地盤面下に設ける場合は、地盤面の高さから4.5m以内の範囲を有効水量とすること。
(4) 採水口は、水源の直近に設け、かつ、採水口に面する部分には消火活動上有効な出入口が存することとし、構造については別図1(省略)を参考とすること。
- 4 器具
(1) ホースは、設置する動力消防ポンプ設備ごとに、防火対象物の各部分から水源に部署した動力消防ポンプまで容易に到達できる本数を設けること。
(2) ホース及びノズルは収納箱に設置しておくこと。
- 5 表示
(1) 動力消防ポンプを通常収納する部分には、当該ポンプの置場である旨の表示(別図1)をすること。ただし、明らかに判断できる場合にあつてはこの限りでない。
(2) 水源には、動力消防ポンプ用の水源である旨の表示(別図2)をすること。
- ※ 施行については、平成4年6月1日とする。

図1

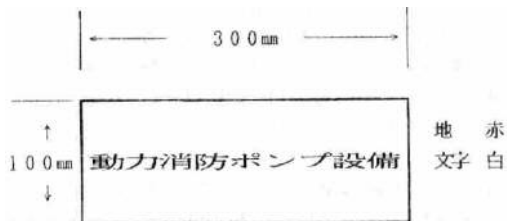
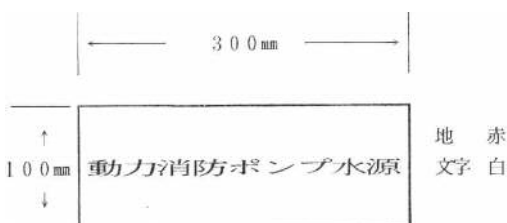


図2



■ Q & A

(動力消防ポンプ設備の選定について)

- Q 令第20条第4項第1号で「動力消防ポンプの規格放水量が0.5立方m毎分以上のものにあつては100m以下」について、動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令(昭和49年9月20日自治省令第35号)の別表中C級、規格放水量0.35立方m毎分以上の動力消防ポンプで、仕様書、カタログ等に規格放水量0.5立方m毎分以上と記載されているものに対して「……100m以下」に該当するものとして取扱ってよろしいか。
- A 本来この条文は、「動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令」によりB-3級以上のものとしなければならないが、実際面として仕様書、カタログ等にC-1級で規格放水量が0.5立方m以上と記載されているものについては、運用として認めて差し支えないものと思われる。又、他の市町村で運用として認めているところもある。(昭和58年4月5日県消防防災課回答)

◇ 動力消防ポンプ設備